

パンフレット No. 36

繊維産業にはたらく 婦人のための福祉施設



1956年

労働省婦人少年局

繊維産業にはたらく

婦人のための福祉施設

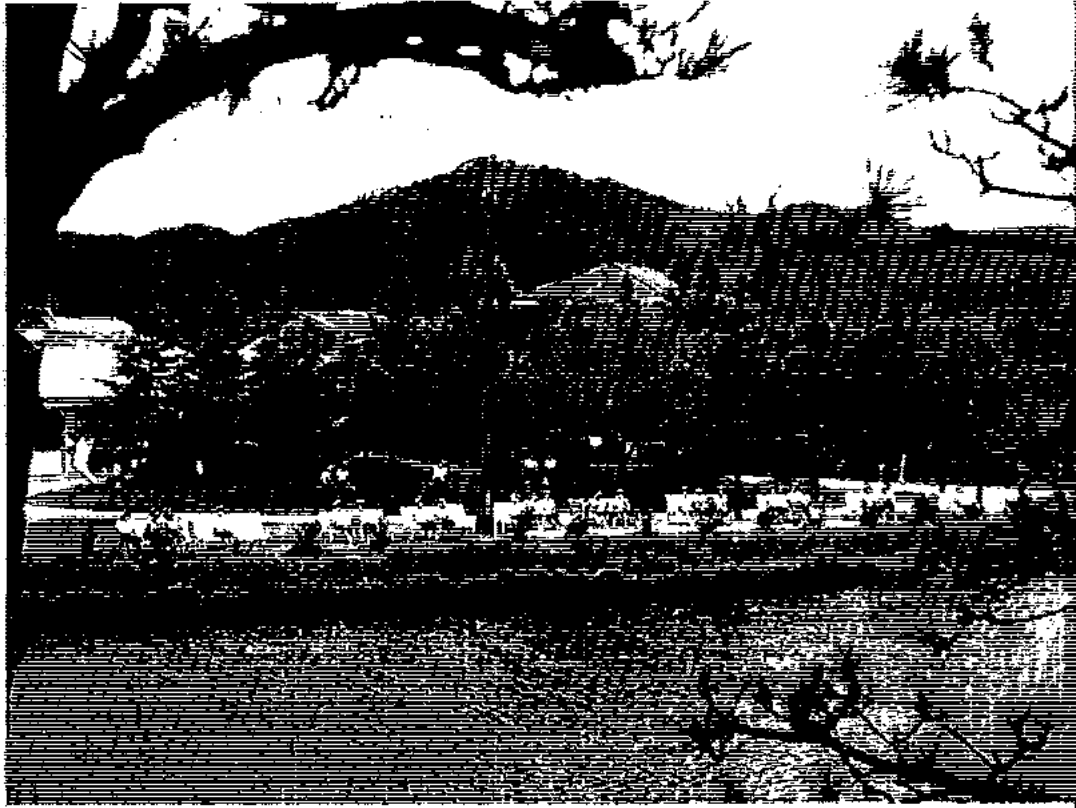
繊維産業にはたらく婦人





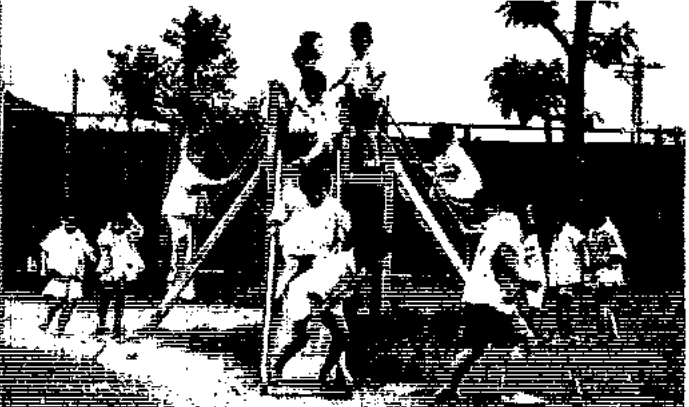
休養場内休憩施設







母と子

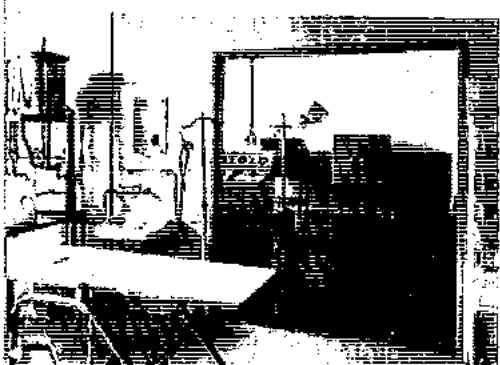


ための子と母の働く



児童舎

保健と医療



手術室



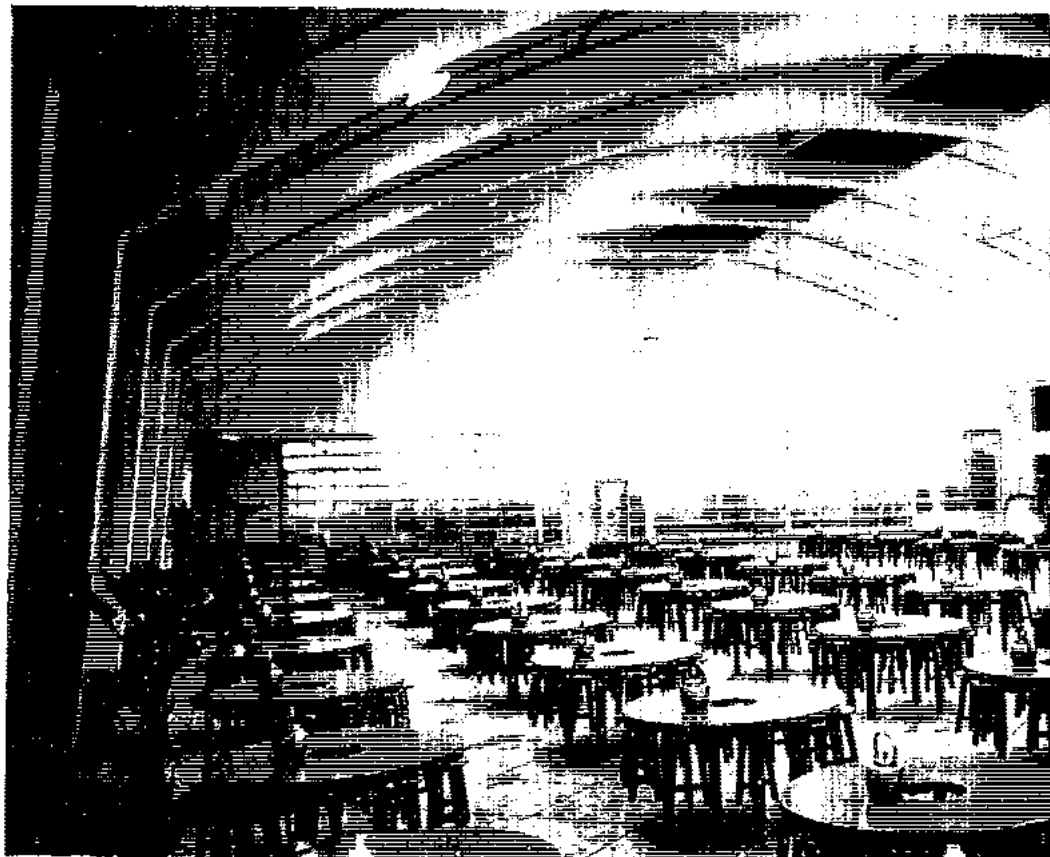
健児病室



多病児



病院



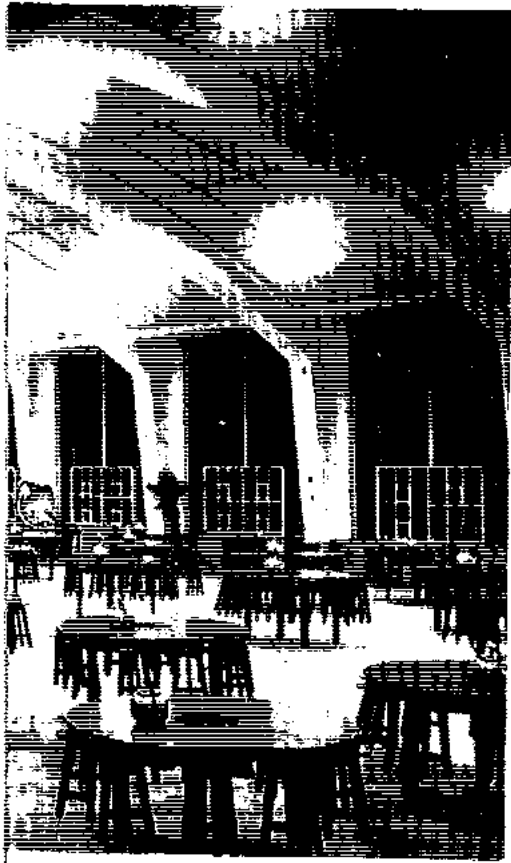
☆ ☆



経済と生活



ついでに



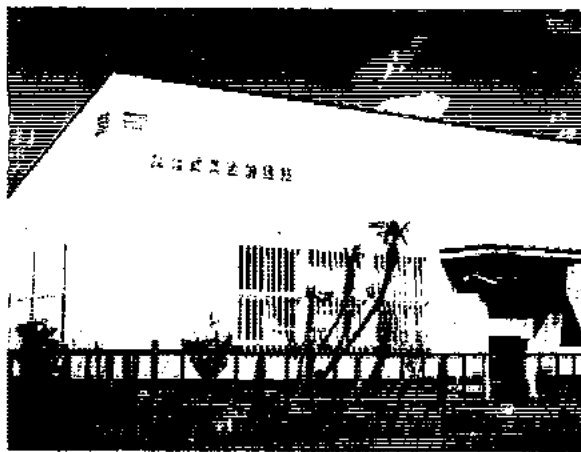
経済と生活



THE JOURNAL OF THE EAST ASIAN SOCIETY



パーマキント施設



生活協同組合売店の外観



夜の想



房間



沢政館ホール



教育文化



認書室

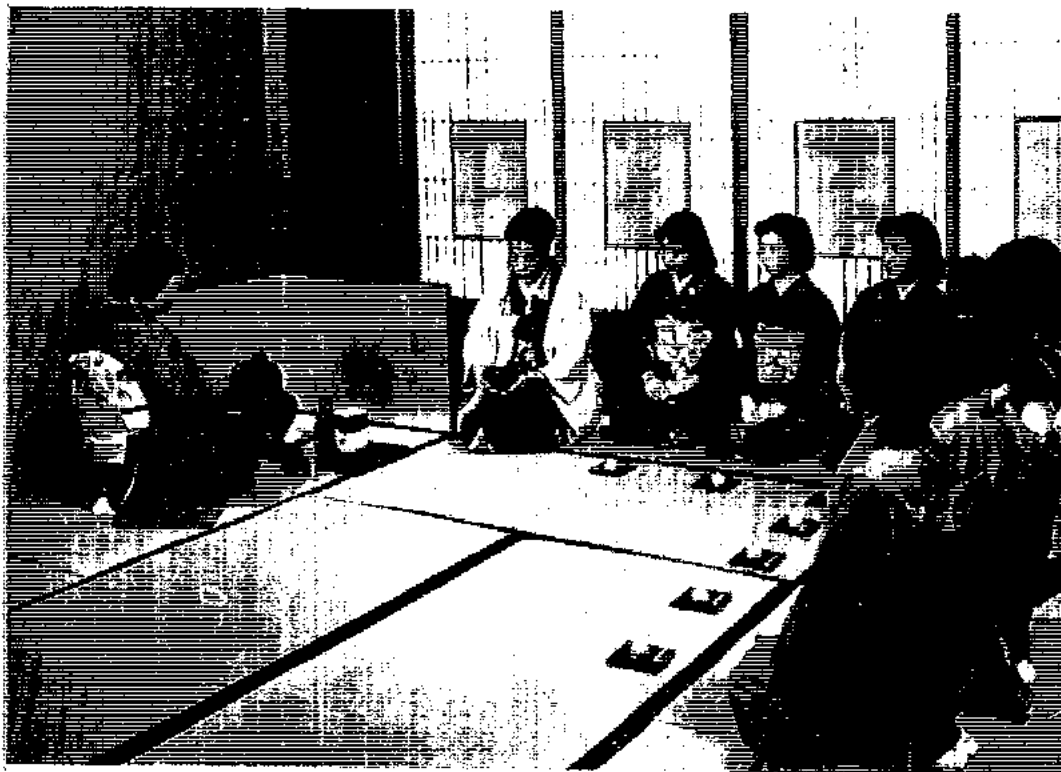


加拿大昆各里學校

体 育



クラブ活動



活の湯





は し が き

日本の繊維産業は、明治初年以來、綿紡績を中心として国の経済と消長をともしてきた重要な産業ですが、また、その生産は家内労働のはじめから、近代的發展をとげた今日に至るまで、ほとんど、婦人の労働によつて支えられてきた長い歴史をもつている産業であります。

このように、日本の経済と繊維産業に働く婦人は、はやくから密接な関連をもつて伸びてきています。婦人労働問題は繊維産業に発祥をみたといわれるゆえんもここにあるわけですが、一方、多くの婦人を擁して、その母性をまもり、産業能率をたかめるために、働く婦人の福祉施設もまた、繊維産業に創始せられたといわれ、個々の企業では、他の産業にみられないすぐれた施設をもつているところが少なくありません。しかし、未だその実情をあきらかにした資料はえられませんので、このたび婦人少年局では、第5回ILO繊維委員会において「繊維産業に働く婦人のための福祉施設」に関する提案が採択されたのを機会に、全国の繊維産業のなかから、比較的すぐれた企業内福祉施設の事例をもとめて調査を行い、資料としてとりまとめた次第です。

この資料が働く婦人の福祉の向上に関心をもたれる労・使関係者の方々のために幾分でも参考になれば幸に存じます。

なお資料のとりまとめにあたり、繊維産業にたずさわつておられる労使の方々の御協力をいただいたことを付記して、ここにあつく御礼申し上げます。

1956年8月

労働省婦人少年局

凡 例

1. 調査の目的

繊維産業に働く婦人のための福祉施設について、すぐれた施設（制度・組織・活動・規約等をふくむ）あるいは、特色を有する施設の実情を紹介して労使・関係者の参考に資する。

2. 時 期

1955年2月

3. 対 象

全国都道府県（平均1県あたり2事業所）105事業所

—業種別、規模別内訳—

業 種 別	規 模 別	規 模 別			
		500人未満	500人以上 1,000人未満	1,000人以上 1,500人未満	1,500人以上
総 数	105	59	20	12	14
綿糸紡績業	32	11	14	6	1
羊毛紡績業	9	3	2	2	2
麻糸紡績業	4	-	-	2	2
絹糸紡績業	4	2	-	1	1
化学繊維業	11	1	1	1	8
製糸業	27	27	-	-	-
織物業	13	11	2	-	-
その他の繊維産業	5	4	1	-	-

4. 方 法

地方婦人少年室職員が、調査対象事業所を訪問し、面接および視察により実施

5. 福祉施設の内容

- イ 母性保護のための施設
- ロ 働く母と子のための施設
- ハ 働く婦人のための保健医療施設
- ニ 働く婦人のための経済と生活施設
- ホ 働く婦人のための教育文化施設

（但し、以上の区分は、便宜、分類したものである）

目 次

はしがき

凡 例

I 母性保護のための施設

1. 立業する婦人のために…………… 2
2. 生理のために…………… 2
3. 妊産婦のために…………… 3

II 働く母と子のための施設

1. 授乳施設…………… 5
2. 託児施設…………… 6

III 働く婦人のための保健医療施設

1. 保健衛生施設…………… 9
2. 医療施設…………… 11
3. 健康管理…………… 13

IV 働く婦人のための経済と生活施設

1. 作業衣の支給貸与…………… 18
2. 食事施設…………… 19
3. 寄宿舎 住宅…………… 20
4. 金融施設 その他…………… 23
5. 生活相談…………… 25

Ⅴ 働く婦人のための教育 文化 体育施設

1. 教育施設	28
2. 文化施設	31
3. 体育施設	33
4. 組織と活動	34

Ⅵ 働く婦人のための福祉対策

付録 1

働く婦人のための福祉に関する労働協約 就業規則等の 事例 (抜萃)

1. 労働協約	44
2. 就業規則	47
3. 寄宿舎規則	49
4. 自治会規約	53

付録 2

写真目次

とびらの部
本文の部

I 母性保護のための施設

繊維産業に働く婦人の数は、総理府統計局の労働力調査によれば、1955年において84万をかぞえ、繊維労働者総数の68.3%をしめています。

この調査でも働く婦人の比率はきわめてたかく(表1)、繊維産業に多くの婦人が働いていることを物語っています。(図1)

表1 業種別常用労働者数

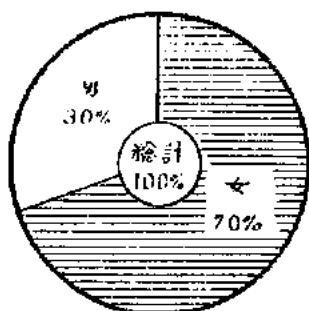
1955年2月

業種別	総労働者数	女子労働者数	男子労働者数	女子/総数
総数	102,507人	61,775人	40,732人	70%
綿糸紡績業	27,491	21,133	6,358	77
羊毛紡績業	9,608	7,413	2,195	77
麻糸紡績業	8,226	5,970	2,256	73
絹糸紡績業	3,448	2,651	797	82
化学繊維業	41,368	14,584	26,784	40
製糸業	6,845	6,031	814	92
織物業	3,995	3,140	855	79
その他の繊維産業	1,526	853	673	56

労働省婦人少年局調

しかも、その従事している作業工程は、立業・歩行による場合が多いので、将来、母となるべき婦人の母性機能をまもるための母性保護施設については、とりわけ、労使の関心がつよくよせられ、産前産後の休業・育児時間・生理休暇など、労働基

図1. 常雇労働者男女別比率
1955年2月



労働省 婦人少年局調

準法に定められた範囲の規定は、就業規則あるいは労働協約にとりきめられています。(巻尾付録参照)

施設の面では、事業の規模、生産の態様に応じて、各事業所毎にさまざまな配慮工夫がなされているようですが、次にこの調査のなかからいくつかの事例をひらつてみましょう。

【事例】

1. 立業する婦人のために

イ 混綿 粗紡 精紡 仕上 織布準備 織布仕上の作業場内に3人掛の椅子をそなえて利用しやすくしてある。(綿糸)

ロ 繰糸 揚返し 整品 煮繭 仕上げに、3人～5人がけの休憩用ベンチをおいてある。

(製糸)

ハ 編立 丸編 加工 撚糸のそれぞれの工場に、休憩椅子を、1人1脚づつそなえてある。(製糸)

ニ 原型 ハンティング部門は各人に椅子を、仕上部門には、足元に小型のろすい布団をおく。(織物)



立業する婦人

2. 生理のために

イ 作業場に隣接して控室があり、全員腰掛けられるだけの椅子をおいて



休憩室
ができる。(綿糸)

ある。各係毎に1、安全衛生管理室に3のベツトをそなえ、自由に横臥できる。控室は閑静であり通風採光もよく、スチームがある。生理による苦痛や軽易の病気の場合に利用されている。(化繊)

- ロ 撰蚕と煮蚕を転換するなど、適宜配置換えをすることができる。(製糸)
- ハ 寄宿舎の自室で静養すること

3. 妊産婦のために

- イ 休養室を使用している。職場から5分以内の距離にある女子寄宿舎の中に設けられ、厚生寮とよばれている。畳敷8畳のほか、ベツト8、特別食の調理設備もあり、必要に応じて湯タンポも使用できる。(綿糸)
- ロ 妊産婦のための特別の施設ではないが、該当者があればこの休養施設を利用できる。場所は、工場中央部の診療室に隣接した一室と、寄宿舎の一室が設けられている。20畳のたたみ敷、5人分の寝具、火鉢がおかれている。保健相談室が付設されているので、妊産婦の相談にも便である。(綿糸)
- ハ 労働基準法第65条により軽作業に配置転換する妊産婦については、作業場で小型の椅子を使用してよいことになっている。(製糸)
- ニ 工場の隣の別棟に設けられた休養室を利用している。職場から1分～2分の距離であるが、環境に恵まれ騒音が少ないので休養に適している。ベツト2台備付あり。(織物)

Ⅱ 働く母と子のための施設

この調査では、働く婦人の平均年齢はきわめて低く、22.11才（但し事業所単位平均）となつています。勤続年数も4年4カ月で、ほとんど年齢の若い、未婚の婦人が多く働いていることがうかがわれます。

けれども、子供をもつて働く母も、全くないわけではなく、（表2）地域により、あるいは、業種によつては相当数の既婚

表2 女子労働者の未既婚別比率

業 種 別	女 子 勞 働 者	1955年2月				子をもつ 女子労働者
		未 婚 者	既 婚 者		%	
			既 婚 者	有配偶者		
	%	%	%	%	%	
総 数	100	91	9	6	4	
綿糸紡績業	100	92	8	5	4	
羊毛紡績業	100	95	5	2	2	
麻糸紡績業	100	86	14	10	10	
絹糸紡績業	100	97	3	2	1	
化学纖維業	100	88	12	8	5	
製糸業	100	96	4	2	2	
織物業	100	92	8	4	4	
その他の纖維産業	100	70	30	24	20	

労働省婦人少年局編

婦人や子供をもつて働く母がかぞえられ、このような母のために、授乳や託児の施設が設けられています。

以下、その事例について述べてみましょう。

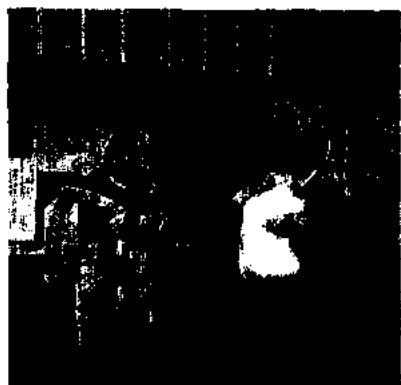
【事 例】

1. 授乳施設

- イ 工場構内、作業場から1分～2分の場所に、特別の部屋を設けている。
婦人労働者約1,900人のうち、子をもつ母は320人であり、一日平均60人の母がこの授乳室を利用している。(化繊)
- ロ 婦人労働者668人のうち、既婚者65人働いている。そのうち、子をもつ母は41人であるが、現在、授乳している婦人は3人だけである。
施設は作業場に隣接し、2坪の部屋を設けている。板張りの床に長椅子3脚、赤ちゃん用ベット1台が置かれている。(綿糸)



育児室で



授乳がすんで帰宅する乳児

- ハ 工場門北門入口、守衛所脇。

職場から3分。

7坪 5畳、収容能力 3人。

設備 大テーブル、ベンチ、幼児用便器。

一日平均利用人数 20人。(化繊)

ニ 作業場から2分の距離にある。7.5坪のうち 2/3 はたたみ敷き。ストーブあり、一日平均15人が利用している。当事業所の 女子労働者数 446人、うち既婚者 193人、子をもつ母 134人。(その他の繊維産業)

2. 託児施設

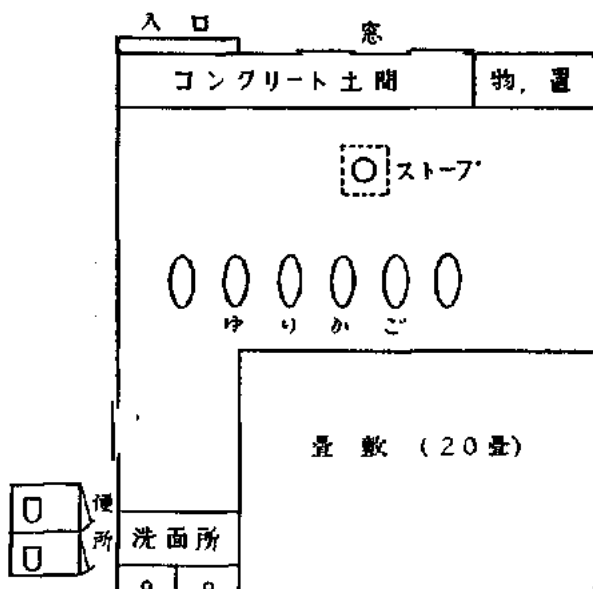
イ 事業所内、通勤者食堂の隣に設けられている。各作業所から 10m～100m の距離にあるが、大体5分以内とみてよい。収容能力15人であるが、現在、1才～5才までの幼児14人をあづかっている。母の交替制勤務時間に応じて次の3組にわけて収容している。

早番 5時 ～13時45分。

後番 13時45分～22時30分。

夙専 8時 ～16時45分。

略図



運営と経費 使用者負担。

設備 ゆりかご 13、木馬 4。母親と一緒に食事をするため、湯茶の設備あり。

なお、5才以上の子供は、社宅内に設けられている事業所の幼稚園で2年保育をうけている。

女子労働者966人のうち、既婚者156人— 子をもつ母120人—。(綿糸)

⊃ 職場から2分の距離にある。

収容能力 12人、現在1才～5才まで12人収容している。

託児時間 午前8時～午後5時まで。

運営の主体及び経営の負担 使用者。

設備 コクツ、絵本、玩具、おしめ干場。

専任保育がいて、保育にあたる。

婦人労働者 585人、うち既婚者111人— 子をもつ母89人—。(綿糸)

ハ 事業場内東端にあるが、各作業場から3分～10分の位置にある。

収容能力 60人

現在収容人員 87人、7カ月の幼児から学令まであづかっている。

託児時間 午前8時～午後4時45分。

運営および経費の負担 使用者。

利用する婦人労働者の負担 1日10円(お八つ代)。



託 児 所

設 備

ゆりかご	25
ハンモック	7
ブランコ	3
すべり台	2
三輪車	5
鉄棒	1

なお、子をもつ未亡人は世帯主として社宅に入居することができる。

婦人労働者1,123人、既婚者321人—子をもつ母242人—。(麻糸)

ハ 職場から1分～5分の距離にある。

収容能力 50人。

現在収容人員 62人(0才～4才まで)。

収容時間 午前8時～午後4時45分。

運営の主体 } 使用者
経費負担 }

設 備 寝台3、すべり台1、ブランコ、砂場、ストーブ。

なお、2才以上の幼児には工場給食を実施している。(綿糸)

ニ 工場構外2分～3分の場所、幼稚園に付設。

収容能力 10人 3才～6才まであづかる。

託児時間 午前8時30分～午後5時15分。

経 費 使用者全額負担。

設 備 風寝用の寝台のほかは、幼稚園の設備を利用。

なお、4組の母子は女子寮の一部に居住している。

婦人労働者数2,688人、うち既婚者341人—子をもつ母118人—。(化織)

Ⅱ 働く婦人のための保健医療施設

繊維産業に働く婦人の問題は、保健の領域から展開されたといわれていますが、その長い歴史の過程において、労働の諸条件から母性をまもり、さらにすすんで婦人の健康をたかめるための保健医療施設は、つねに当面の課題とされてきたようです。この調査では各企業が繊維に特殊な作業環境が婦人に及ぼす影響、寄宿舍の集団生活に伴う保健衛生問題等に重点をおき、単に保健医療施設ばかりでなく、経済と生活施設、文化・体育・レクリエーション施設などとの密接な関連のもとに、総合的な研究・改善・整備を行つていくことがうかがわれます。

次に保健施設（表3）医療施設（表4）にわけてその概況をみたあとで健康管理についてふれてみましょう。

1. 保健衛生施設

保健衛生施設は、労働の疲労回復のための休憩施設、身体の清潔を保持するための洗面所・浴場・洗濯施設、衛生的な給食を行うための食器消毒施設があげられています。（表3）

表3 保健衛生施設

1955年2月

業種別	調査事業場数	婦人専用	婦人専用	浴場	洗濯施設			食器消毒設備
		休憩室	洗面所		小計	洗濯場	クリーニング	
総数	105	58	76	89	83	74	9	98
綿糸紡績業	32	23	17	30	27	26	1	31
羊毛紡績業	9	4	5	9	8	7	1	9
麻糸紡績業	4	4	7	3	2	2	-	8
絹糸紡績業	4	2	4	4	4	3	1	4
化学繊維業	11	8	9	10	11	6	5	11
製糸業	27	11	25	21	19	19	-	25
織物業	13	5	8	9	9	8	1	7
その他の繊維産業	5	1	1	3	3	3	-	3

労働省婦人少年局調

いずれも繊維産業に働く婦人の労働と生活の態様に、ふかいつながりをもつていますので、この調査では、施設の大部分が寄宿舎内に設けられているようです。しかし、婦人専用休憩室については、作業場に付設されているもの、一般通勤者と同じ場所にあるもの、作業場の屋外に設けられているもの、寄宿舎の休憩施設を準用しているものなどがあります。

【事例】

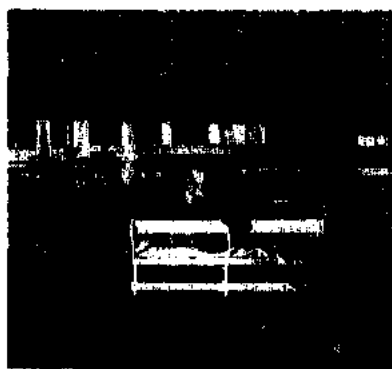
イ 婦人専用の休憩室

事業場中央部、職場からの距離1分前後。スチーム。特殊の施設としては弁当保温器がある。1日平均女子利用者数120人。(綿糸)

ロ 作業場に隣接した休憩室板張り、スチーム、蛍光灯照明とし、図書棚・ロッカーあり。女子労働者の1日平均利用者数、編立、丸編に従事する60人。(製糸)

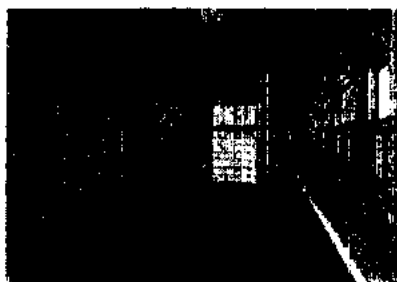
ハ 7カ所の作業所ごとに隣接して設けられている。広さは作業員の人数によつて異なるが、20人～40人は収容できる。スチーム、移動式ベンチ、寒暖計があり、平均10人の女子労働者が利用している。(化織)

- = 作業場外の空気を芝生にして、自由に手足をのびして休息できるようにし緑陰には至るところに休憩用ベンチをおいている。(綿糸)



作業前の芝生

ホ 婦人専用洗面所、浴場



洗面所



浴場

2. 医療施設

この調査にみられる医療施設は、病院・診療室・医局など、固定した施設のほか、保健婦等を配置して、巡回保健指導を行つているところがみられますが(表4)後者については、健康管理の項にゆずります。

表 4 医 療 施 設

1955 年 2 月

業 種 別	調査事業場数	医療施設		保健婦配置
		事業場	事業場	事業場
総 数	105	97	55	
綿糸紡績業	32	29	14	
羊毛紡績業	9	9	7	
麻糸紡績業	4	8	7	
絹糸紡績業	4	4	3	
化学繊維業	11	11	6	
製糸業	27	26	14	
織物業	13	7	2	
その他の繊維産業	5	3	2	

労働省婦人少年局調

【事 例】

イ 医局とよんでいる。病室7、診療室3、内科医2名、歯科医1名、看護婦6名、外科その他の疾患は外部の医師に嘱託する。1日平均患者数女子(35人)男子(20人)1月の1カ月間女子患者は胃腸病・感冒・歯科・結核性疾患等であつたが、医局ではその対策として、特別食の支給、ウガイ・マスク等を励行している。

(綿糸)



診 療 室

ロ 病室2、診療室1、処置室1、レントゲン室1、婦人におこりやすい病気は、月経異常・習慣性便秘であるが、前者については、ホルモン療法、月経に対する知識の指導、生活指導をする。後者については整腸剤を与え、食事と生活の指導をする。労働者数女子426人、男子63人であるが、医療施設を利用する女子は1日平均19人である。(綿糸)

ハ 全従業員1,492人(内女子1,123人)とその家族を対象としている。病

室8、診療室2、内科、外科、レントゲン科あり、1日平均女子60人、男子20人の患者がある。女子に多い病気は、入社直後の月経異常、結膜炎、水虫様疾患である。生活環境の変化によつておこる閉経はホルモン剤の注射と生活になれることによつて恢復している。水虫は、体質によつておこるので、湿気の多い職場から配置転換する。(麻糸)

ニ 女子労働者数 887 人 (男子 251 人) の事業場である。病室 3、診療室 3、サナトリウムあり。内科・外科・歯科・レントゲン科があるが、病気としては、胃腸障害、風邪の程度であるから、食事をよくかむ運動など、保健の方面に力を注いでいる。1日平均患者数女子32人、男子14人。(絹糸)

ホ 病院施設

病室 44、診療室 8、病床 125、内科・外科・歯科・小児科・婦人科・眼科・レントゲン科。別に工場中央に「出診所」を設けて応急処置を行つている。1月の1カ月間の婦人の病気は、神経痛22、膀胱炎11であつたが、病院および衛生管理課でその対策を研究している。労働者数 7,952 人、うち女子 2,688 人。(化繊)

ヘ 保健相談施設

施設としては診療室が1室であるが、女医、女子衛生管理者をおいて、働く婦人のための保健相談をうける施設がととのえられている。また、保健対策として年2回の健康診断の実施・早期診断・職場の排気・湿度調節など、労働環境の整備に特に留意している。(その他の繊維)

3. 健康管理

保健医療施設のなかで、保健婦の活動と健康管理対策は見のがすことのできない重要な役割をはたしています。この調査によれば、各企業が、保健医

療施設の不備を補いその機能の滲透をはかり、また、施設の効果を十分に、発揮させるために、保健婦の活動と健康管理にかなりの配慮をはらっていることがわかります。



レントゲン室

【事例】

イ 保健についての意識をたかめる
健康診断・健康相談・保健指導・衛生教育（講和、映画、幻灯上映等）の方針を徹底して行う。（綿糸）

ロ 要注意者についての特別措置

月例体重測定、年2回の健康診断の結果発見せられた要注意者には、ビタミン剤・牛乳の投与・特別健康管理を行う。（綿糸）

ハ 日常生活とむすびつける

- ・婦人の健康管理について講習をする。
- ・日常生活に直結する保健医療施設から重点的に拡充整備し、利用率をたかめることにつとめる。
- ・健康診断を励行し、健康管理に集中する。（綿糸）

ニ 既婚者について

交替制勤務であるから、既婚者、家庭の主婦には、つとめて専ら勤務、または、軽作業への転換の機会を与える。（羊毛）

ホ 生活指導と援助

生活時間の調査を行い、その結果にもとづいて、家事の負担を軽減するため、台所の改善・生活合理化の指導・家庭用品・器材購入の便をはかる。（麻糸）

ヘ 巡回健康相談を職場毎に実施

各係別に疲労度測定。（化繊）

ト 休養寮について

寄宿舎の中に一棟休養寮が設けられている。病後の者、身体虚弱者など要注意者が利用している。専任の看護婦が常住している。(化繊)

チ 集団生活について

集団生活における健康管理を主としている。即ち、食中毒・流行性疾患には徹底的に注射を励行する。健康相談・生活指導を行う。(製糸)

リ 重点をきめる

作業環境の検討改善を重点的に行う。

前回は職場のストーブが埃が落ちやすく、暖い場所が限定されているので、スチームに切換えることを実行したところ、健康上はもとより、働きやすく能率もあがったので、次回は騒音の疲労に及ぼす影響を重点において検討し、措置を考究するようすすめている。(織物)

ヌ 方針をきめる

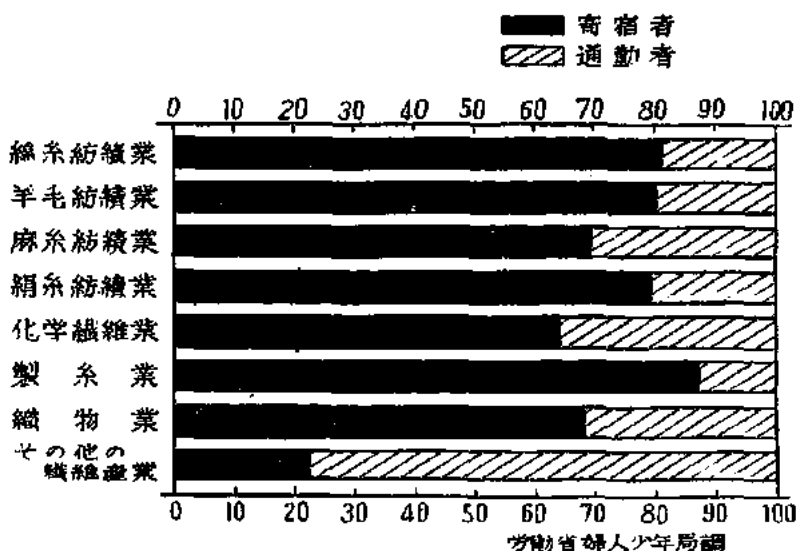
疲労度の測定と防止、病気の早期発見、健康相談の常設、施設活用の促進を方針として、健康管理を行う。(その他の繊維)

Ⅳ 働く婦人のための経済と生活施設

繊維産業に働く婦人の賃金（1人平均月間現金給与総額）は、1955年平均7,503円（労働省 毎月勤労統計調査）で、男子18,228円の41.1%にあたります。

そして、綿紡では婦人労働者の86%（労働省婦人少年局調 綿紡績女子労働者の実態調査）、製糸では婦人労働者の82%（同前製糸工場女子労働者実態調査）が、寄宿舎に生活していま

図2 女子の寄宿者と通勤者 1955年2月



す。この調査でも、業種によつて多少の差はありますが、ほとんど同じような実情にあります。(図2)

表5 作業衣、給食、寄宿舎等の施設

業 種 別	關 事 業 所	查 数	1955年2月			
			作業衣 支給 貸与	給 食	寄 宿 住	舎 宅
			事業所	事業所	事業所	事業所
総 数		105	78	91	100	
綿糸紡績業		32	27	31	32	
羊毛紡績業		9	9	9	9	
麻糸紡績業		4	4	4	4	
絹糸紡績業		4	3	4	4	
化学繊維業		11	11	11	11	
製糸業		27	13	22	27	
織物業		13	8	7	10	
その他の繊維産業		5	3	3	3	

労働省婦人少年局調

このような婦人労働者のために、経済生活とその他の日常生活をまもり、さらに、これをたかめていくためにどのような施設が設けられているのでしょうか。上表5は、そのあらましの数をあらわしたものです。が、企業によつて、あるいは、地域によつて施設の内容はまちまちです。運営も労使の話し合いによつて、それぞれちがった方法がとられています。

以下衣食住の順を逐つて事例をあげてみましょう。

【事 例】

1. 作業衣の支給、貸与

イ 労働協約 第8章適用

133条 次の作業に従事するものに対しては、次の物品を貸与する。

1. 各作業場において安全衛生上必要とする場合

作業帽子・マスク・手袋

2. 業務上必要とする場合

前掛・姿勢帯・長靴又は下駄・看護服・看護帽及び雨合羽。

3. 薬品等使用により著しく衣類を損傷する作業に従事する場合
作衣業。

4. 炊事及び医療業務に必要とする衣類。(製糸)

ロ 夏冬服は貸与

帽子・運動袋・前掛等作業用品は消耗の都度支給。(綿糸)

ハ 上衣・スカート・作業袋・三角巾を入社後3カ月間に貸与とする。
以後は個人の私物となる。(綿糸)

ニ 上衣、ズボンは入社当時支給。その後は協同組合で実費で販売。
三角巾・前掛は消耗品扱い。(羊毛)

ホ 上衣一枚貸与。

入社時に支給して、退社時に返還。

自治会が監理し、使用に充えなくなつたときは、自治会の判定により、新品と交換する。(織物)

2. 食事施設

イ 専用の食堂が、寄宿と通勤にわけて2カ所ある。寄宿食堂は女子635人男子25人、通勤食堂は女子200人男子100人の利用者があ
る。コンクリート床、椅子式。

寄宿食堂は、朝昼夕、3食について主食・副食を給食、使用者は材料費の一部人件費設備費を負担、栄養士1名、炊事人19人をおいて
経営している。(綿糸)

ロ 工場と寄宿舎の中間、職場から1分～5分の場所にあり、一日平均
女子627人男子203人の利用者がある。3食、主副食給食。食費は
本人負担額月1,395円、使用者は1人当り700円を負担する協定があ
る。使用者が経営に当たっているが、月1回食堂委員会を開催— 寄宿

6人、通勤者3人、使用者3人で構成 一その意見もとずいて献立がたてられている。栄養士2人、調理士8人が配置されている。(綿糸)

ハ 工場の中央に1,200人を収容する食堂がある。床コンクリート、一部板張り、スチームあり。男女労働者全員に給食する。但し、寄宿3食、通勤2食。1人当り1食24円、総額の半分を使用者が負担する協定あり、献立については女子寄宿舎の食事対策委員6名が代表して意見をだす。また、労働者全員について嗜好調査を行う。栄養士1、調理士10。(羊毛)

ニ 工場構内、作業場から2分の距離に専用の食堂がある。収容能力300人であるが、一日平均女子160人男子178人が利用している。通勤者は昼食のみ。寄宿は3食につき月1,350円本人負担、その他は会社の負担。献立は、本社から示される標準献立にもとずいて、栄養士が寄宿会自治委員の意見と地域的考慮を加味して作成する。

(その他の繊維)



子女寄宿舎の居室

3. 寄宿舎、住宅

住に関する施設はほとんど事業付属寄宿であつて、経済と生活施設の大部分が、寄宿舎に付設されているが、その内容については、それぞれの項でふれることとして、ここではその概要と事例についてとりあげてみたい。

イ 収容能力	292室	3,362人	
現在人員	292室	2,070人	
居室の数	20畳	63室	} 木造
	16.5畳	184室	
	13.5畳	45室 (鉄筋)	

煖 房 木造には各室火鉢 2個

鉄筋 スチーム

生活施設として、洗面所・洗濯場・浴場・洗髪室・アイロン室・炊事室・休養室・医務室・父兄面会室・庭園あり。各種学校・娯楽室・講堂・図書室・音楽室・作法室が付設され、ピアノ・オルガン・ラヂオ・テレビ・ミシン、その他 趣味、娯楽、運動用具が揃えられている。1947年自治会を組織し、自治会の規約にもとずいて運営されている。(編集)

□ 収容能力 200室 1,300人 現在人員 199室 635人
分散寄宿舎と総合寄宿舎とにわかれている。

14畳 3室

10畳 101室

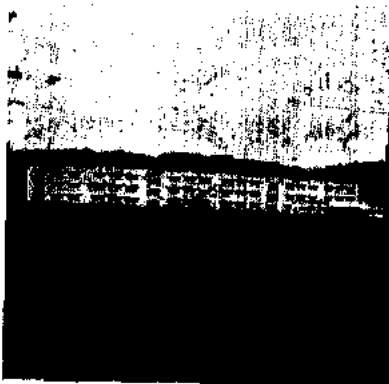
8畳 43室

6畳 24室

4.5畳 9室

3畳 20室 火鉢1室1個

生活施設はイに同じ。舎費の負担はない。1948年以降、自治制によつてゐる。教育・文化・体育・レクリエーション施設もほとんど前



アパート式寄宿舎 (外観)



(居 間)

掲の例に同じである。(綿糸)

ハ アパート式寄宿舍

1戸が6畳・4畳の2間に台所、水洗式便所がついている。各室スチーム。

現在人員	43室	218人
	6畳	50室
	4畳	30室
	4.5畳	7室

舎費 全額経営者負担。1953年自治会を組織した。(羊毛)

- ニ 20畳 163室 現在 1,888人が生活している。各室 スチーム。その他の付帯施設は前掲の事例にほとんど同じである。1947年10月、自治会を組織し、今日に及ぶ。自治会役員は月1回会社側と連絡会議を開き、あかろい寄宿舍生活をするための対策を協議している。また共同生活をしているためおきる寮生相互の問題の解決には、おおむね自治会があたつている。(麻糸)

ホ

収容能力	25室	230人
現在員	25室	177人
	15畳	25室
	4.5畳	1室
	8畳	1室

火鉢各室1個、湯タンボあり。

舎費は経営者負担。1947年自治会組織、現在、各室長が自治委員として委員会に出席し、寮の世話係と協議して、共同生活の秩序と向上をはかっている。付設の各種学校には、現在128名が就学している。(製糸)

- ヘ 平家建木造、現在員9室に74人、15畳9室、6畳2室、洗面所・洗濯場・アイロン室・面会室・集會室・庭園あり、浴場は付設されていない。各室毎に玄関、次の間、廊下を設け、細部にわたつてでき

るだけ家庭生活に接近せしめるように意を用いている。1953年新築、入居と同時に自治会を組織した。(その他の繊維)

本項のおわりに、この調査にみられた事業場付属寄宿舎の居室の広さと暖房設備を一覧してみましよう。(表6)

表6 事業場付属寄宿舎における1人平均畳数と暖房の種類

1955年2月

業種別	寄宿舎施設のある事業場数	居室の1人当たり平均畳数	居室に暖房のある事業場数	暖房の種類						
				火鉢	湯沸し	ストーブ	こたす	ストーブ	その他	
総数	100	-	98	99	36	16	7	2	2	
綿糸紡績業	32	2.4	32	29	7	3	2	1	-	
羊毛紡績業	9	1.6	7	6	1	1	-	1	-	
麻糸紡績業	4	1.2	4	3	1	1	-	-	-	
絹糸紡績業	4	1.8	4	1	1	-	2	-	-	
化学繊維業	11	2.4	11	5	1	7	-	-	(電熱器)1	
製糸業	27	2.6	27	16	20	3	1	-	-	
織物業	10	2.5	10	6	5	1	2	-	(いろいろ)1	
その他の繊維産業	3	1.7	3	3	-	-	-	-	-	

労働省婦人少年局調

4. 金融施設 その他

前掲の諸施設のほかに、婦人に特殊な施設ではありませんが、婦人の利用

表7 その他の経済と生活施設

1955年2月

業種別	調査事業場数	金融施設	購買施設	通勤施設	美容室
		事業所	事業所	事業所	事業所
総数	105	72	77	71	42
綿糸紡績業	32	26	27	27	18
羊毛紡績業	9	4	9	8	6
麻糸紡績業	4	3	4	3	3
絹糸紡績業	4	3	4	3	3
化学繊維業	11	11	10	13	8
製糸業	27	16	12	6	2
織物業	13	4	7	7	2
その他の繊維産業	5	5	4	4	-

労働省婦人少年局調

率がたかいさまざまな施設が設けられています。次にこの調査にあらわれた概況（表7）とその事例をとりあげてみましょう。



厚生施設

イ 金融施設

労働金庫に加入している。前月利用人数男子57人女子5人。その他会社の金融規定・住宅金融規定により融資している。（化繊）

ロ 購売施設

職域生活協同組合が経営している。主食・副食・菓子類・日用品・衣料・化粧品・小間物・雑貨・文房具等市価の2割引で販売している。女子の利用率はたかい。（羊毛）

ハ 美容室

パーマネントと理髪がある。人件費会社負担で、業者に委託経営させている。女子労働者 966人中、前月1カ月平均 170人が利用している。市価の約2割～2割5分引。（綿糸）

ニ 通勤施設

・通勤バスの運行

出勤時・退社時に貸切バスを駅および市内遠距離に運転している。

この交通費は1人当り1カ月310円～350円補助に相当する。女子通

勤者 537人。(化繊)

・通勤自転車の貸与

一般には交通費実費の全額を支給している。

3 km 以遠の通勤女子には二交替制勤務者に限り通勤自転車を貸与している。3 年未満で退職する場合は会社に返還し、3 年以上の勤

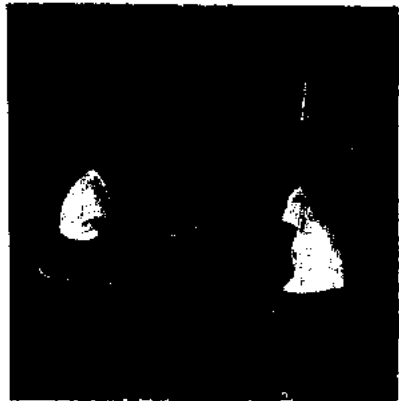


通勤自転車

務者で使用可能の場合は、本人に無償支給する。女子労働者 1,535 人中寄宿舎に入居するもの 1,510 人で通勤者は少いが、現在、4 人がこの自転車を利用している。(羊毛)

5. 生活相談

繊維産業に働く婦人は、通勤者が少く、ほとんどが寄宿舎に生活していることは、前述したとおりですが、年令の若い働く婦人が家庭をはなれて寄宿舎に協同の生活を営んでいることのために、特殊な問題がおきやすく、それを処理するための生活相談施設の活動は、かなり重要な分野をしめているようです。この調査によりますと寄宿舎では経済、保健衛生、文化教養、娯楽、家庭事情等に関する婦人労働者個々の問題から、協同生活のなかの人間関係、規律秩序の維持、設備の管理に至るまで、多岐多彩の問題がみられます。



生活相談

そこで、このような問題の解決をはかり、個人生活の方向をあやまりのないように指導するとともに、あかる

い 寄宿舎生活をきすくためには、ほとんど自治会の組織があたつているようですが、寄宿舎世話係、労務担当係、労働組合婦人部など、それぞれの分野で相談の窓口でひらいてるところもみられました。特に、生活相談員を配置しているところもいくつかありました。(表8)

次にその事例をあげてみましょう。

- イ 自治会に生活部を設け、生活相談、生活指導、生活の啓蒙(生活調査・生活展の実施)を行つている。(綿糸)
- ロ 福祉相談員として専門の職員を任命している。共済会館内に特に一室を設け、就業時間後2時間~4時間を相談にあてている。相談件数1ヵ月平均20件。(化織)
- ハ 私的な問題については、寄宿舎の世話係が相談をうけている。共通の問題は自治委員と会社の厚生係が解決にあたつている。(織物)

表8 生活相談員

業 種 別	調査事業場数	1955年2月	
		生活相談員	事業所
総 数	105	28	
綿 糸 紡 績 業	32	2	
羊 毛 紡 績 業	9	2	
麻 糸 紡 績 業	4	2	
絹 糸 紡 績 業	4	-	
化 学 織 造 業	11	7	
製 糸 業	27	12	
織 物 業	13	2	
その他の織維産業	5	1	

労働省婦人少年局調

V 働く婦人のための教育・文化・体育施設

働く婦人の平均年齢は25.4才(1954年 労働省 個人別賃金調査)であつて、同じく男子の33.2才にくらべ、て若いことが、婦人雇用の特性の一つとしてあげられていますが、繊維産業に働く婦人の場合は、つぎに掲げるように、さらにこれよりひくくなつてゐることが注目されます。

製糸工	21.0才
生糸再繰工	23.2
混打流工	21.4
粗紡工	20.2
精紡工	20.4
紡績糸仕上工	21.2
織布工	24.1
綿、絹織布仕上工	23.9
麻毛織布仕上工	22.3
メリヤス編立工	21.1

(1955年 労働省 職種別等賃金実態調査)

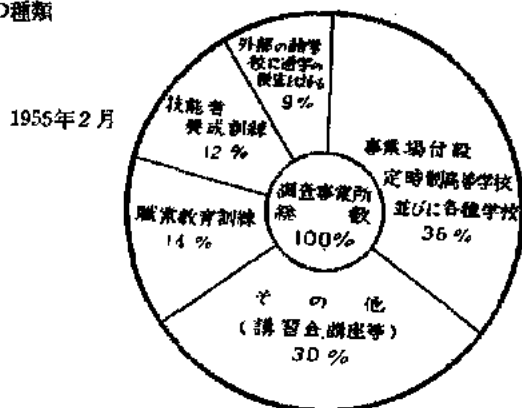
このように繊維産業には、義務教育を終了したばかりの年齢の低い婦人労働者が集中しているために、福祉施設の中でも、教育・文化・体育施設については労使の関心が最も大きく

よせられているようです。施設の種類・内容・運営方法については、各事業場の規模・労働者の構成・労働の態様・労使の関心の度合によつて、全く千差万別の感がありますが、次に、この調査にみられる施設の概況を事例にもとずいて紹介しましょう。

1. 教育施設

この調査によりますと教育施設は、学校施設ばかりでなく、社会教育・職業教育・趣味講座などさまざまな方法によつて、ほとんどの事業場に開設されています。(図3) もとよりその設置は働く婦人の希望によるものであつ

図3 教育施設の種類



労働省 婦人少年局調

て、それぞれ本人の適当とおもわれる施設を自由に利用しているようです。

【事例】

イ 工場付設定時制高等学校

女子従業員の大多数は中学卒業程度であつて、高等学校進学志望者が少くないので、その希望はそつて工場に付設することを申請して認可をう

けたものである。教科目は一般定時制高校と同等であつて、利用者は女子67人。

なお、一般女子従業員の希望をいれて、このほか社会・和洋裁・英語・音楽・茶華道等の教養講座を併設している。その利用者約900人。



定 時 制 高 校

(羊毛)

〃 各種学校であるが、高等実務学校とよんでいる。工場経営。女子労働者 2,512人中、現在利用者 410人。

教科内容

(本 科) 中学卒業者を対象とし、社会・数学・国語・音楽・和洋裁・体育・家事を履習させる。期間3年。

(専攻科) 本科3年を終了したものに対し、和裁、または、洋裁を選択履修させる。

(随意科) 希望者に対し、茶・華道・書道を教授する。(編糸)

ハ 学校施設・一般教養施設にわけて行つている。使用者経営。

学校施設 { 普通科 1, 2年生科目 国語・数学・音楽・家庭・社会。
家庭科 3年生科目 和洋裁・珠算・濁字。

〇年間施設

教育内容	和裁	洋裁	料理	作法	茶道	華道	編物	手芸	洋舞(バレエ)	音楽	書道	絵画
現在人員	60	150	120	60	100	300	40	100	30	300	20	3
備 考	免状を出す		免状を出す									

一般教養講座

〇臨時講座

季節	冬	夏
種類	教養講座	趣味講座
内容	社会常識、工場常識 趣味(文学)	実用向のもの、洗濯、 染色、しみ抜き、糊付 ペン習字、アソマ
参加人数	1回に500人	1回500人、但し、実習は50人
回数	週一回 {午前の部 午後の部}	週1回 {午前の部 午後の部}
期間	1月より3月迄	7、8、9の三ヶ月間

(化繊)



定時制高校付設講習会

各種学校であつて、
本科・専科の2種ある。
本科は入社直後から3年間。
専科は、本科終了者に限り、
2科目以上自由選択して、
一週10時間まで履習することが
できる。現在利用者、

本科 163人、専科約80人。(女子労働者数 245人) 経費 会社負担。

時 間 割

		1	年	2	年	3	年
国社家庭音響職洋和雜制	語会政科楽道樂裁裁道烹	1時間		1時間		1時間	
		1		1		1	
		2		2		2	
		1		1		-	
		1		1		1	
		1		1	○	1	○
		1		1	○	-	
		1	○	2	○	4	○
		1	○	2	○	4	○
		-		1	○	1	○
		-		1		2	○

(注) ○印専科の選択科目

(羊毛)

ホ 新入社の教育—入社直後2週間・労働基準法・職業技能・社会一般・工場概要等の指導を行う。

技能者養成—現員 女子 30人

TWI教育—〃 〃 6人 (織物)

ヘ 生活実習

家庭塾という特別のモデル家庭寮が設けられている。5室あり、20人を限度として3~4カ月入寮し、ここで、家庭生活の合理化・経済生活の改善、協同生活における主体性の確立を實際生活の経験によつて涵養する施設である。さらに終了前には視野をひろめるために、新入社・裁判所などの社会見学、修学旅行を行う。(綿糸)

2. 文化施設

働く婦人の教養をたかめ、生活をゆたかにし、終業後の余暇をたのしむために、各種各様の文化施設がそれぞれの企業の特徴をもつて設けられています。この調査にあらわれた施設の種類(表9)を掲げて、その一斑をうかがってみましょう。

表9 文化施設の種類

1955年2月 単位=事業所

業種別	調査事業所数	1955年2月 単位=事業所								
		図書室	会談室	講堂	読書室	娯楽室	舞台つきホール	音楽室	その他	
総計	105	82	71	68	67	51	37	34	30	
綿糸紡績業	32	28	22	23	22	19	15	13	11	
羊毛紡績業	9	9	8	5	6	6	4	4	3	
麻糸紡績業	4	4	4	3	4	2	2	1	3	
絹糸紡績業	4	3	1	2	4	3	2	1	1	
化学繊維業	11	10	9	10	9	7	5	5	4	
製糸業	27	22	17	18	14	10	5	8	5	
織物業	13	6	7	5	5	2	2	1	2	
その他の繊維産業	5	0	3	2	2	2	2	1	1	

(注) 2施設兼用をふくむ、その他は実習室、談話室、社交室、作法室等
労働省婦人少年局調

【事例】

イ 会議室

寄宿舎内に2カ所あり、主として自治会が運営している。自治会その他の集会にたえず利用されている。(麻糸)

ロ 図書室

4カ所にあり、蔵書数計4,500冊、女子労働者2,000人中、1,500人に貸出されている。図書室では、毎週1回、自治会が主催して読書会がひらかれている。(綿糸)

ハ 娯楽室

寄宿舎に9室あり、ラジオ、レコード、月刊雑誌、新聞等備付あり、娯楽・教養・社交にあてている。(化繊)

ニ 舞台付ホール

講堂を兼ねている。自治会の希望によつて講演・映画・演芸大会・演劇等年3回～5回行われる。女子はほとんど全員参加する。(織物)



集 会 室



娯 楽 室

ホ 作 法 室

茶の湯、生花の教室をかねている。畳敷であり、テレビジョン、幻灯会（幻灯機5台あり）小映写会（映写機1）などもできるので、娯楽室としても利用されている。（綿糸）

3. 体育施設

表10 体 育 施 設

1955年2月 単位=事業所

業 種 別	調査所数	ピンポン室	バボコレール	運動場	テニスコート	バドミントン	バスケット	プールの	体育館	その他
総 数	105	88	87	78	77	30	25	16	6	10
綿糸紡績業	32	29	29	27	28	8	7	7	3	5
羊毛紡績業	9	9	9	8	7	3	2	1	-	-
麻糸紡績業	4	4	4	3	4	1	1	1	-	1
絹糸紡績業	4	3	4	4	4	2	1	1	-	-
化学繊維業	11	11	10	10	11	6	6	4	1	2
製 糸 業	27	22	21	19	17	7	6	1	1	1
織 物 業	13	6	7	4	4	3	1	-	-	1
その他の繊維産業	5	4	3	3	2	-	1	1	1	-

労働省婦人少年局調

【事 例】

イ ピンポン室（1室）月平均女子利用者1,200人、バレーコート（2面）



ピンポン室

女子利用者 1,000人、テニスコート（4面）女子利用者 180人、用具は会社・自治会・クラブ・個人用等さまざまである。クラブ別職場別の対抗試合も行われている。（綿糸）

ロ プール

女子利用者月平均 100人。プールを利用しない女子も年1回海浜運動会が催されるので、プールについての関心はたかい。（化繊）

ハ 体育館

各種スポーツ、用器具を備付けてある。ダンス・縄跳等にも女子全員がたえず利用している。（生糸）

ニ その他

・自転車—15台。女子利用者月平均 100人。事故を防ぐため、一定の技術基準を設けて試験を行い、これにパスしたら工場外の遠乗をみとめている。（綿糸）

・スキー工場が雪のふかい地域にあるため、430人の女子従業員の利用率はたかい。事業主が主催して、年1回スキー大会が行われ、女子 200人が参加している。（織物）

・馬術一週3回、事業主が運営するクラブ。女子8人が参加している。（男子39人）（化繊）

4. 組織と活動

文化・体育・レクリエーションのための多種多様の諸施設を利用している働く婦人の組織と活動も、また、きわめて、広範囲にわたっています。この調査では、この施設と活動がおそらくもつともさかんに行われている部分でありましょう。

なかでも働く婦人の関心が最もたかく、利用率も多いのは、和洋裁・茶・華道となつていますが、スポーツ・音楽・読書もこれに匹敵しています。

（表11）

運営の主体は使用者が半数以上をしめていますが、（図4）もとより使用

表11 文化・体育・レクリエーションの組織と活動

業種別 種目		1955年2月単位=事業所									
		総数	絹 紡績業	糸 紡績業	羊 毛 紡績業	麻 紡績業	糸 紡績業	絹 紡績業	化 学 繊維業	学 製米業	織物業
調査事業場数		105	32	9	4	4	11	27	13	5	
		戸内					戸外				
洋和生茶書英機読 関紙発 レ審ドコ コート ソバ 映講演演 芸大の	裁縫花道道語行会	81	27	9	4	3	11	22	3	2	
	77	24	7	4	3	11	22	4	2		
	89	27	9	4	3	11	24	8	3		
	65	23	6	4	2	11	13	4	2		
	50	13	5	3	3	10	12	3	1		
	25	5	3	2	1	7	6	1	-		
	68	23	9	3	4	11	11	6	1		
	32	9	2	1	2	6	9	2	1		
	68	22	8	3	3	9	15	6	2		
	50	15	6	4	2	8	10	4	1		
40	14	4	2	1	10	4	4	1			
75	24	8	3	3	10	19	6	2			
79	26	8	3	3	11	18	7	3			
81	28	7	2	4	11	19	8	2			
60	21	8	3	2	11	6	6	3			
33	13	2	3	1	5	4	3	2			
		戸内					戸外				
運ハダ遠バテビそ イケン レニボ の	会 グ ス 足 合 ス ン 他	69	23	8	4	4	10	13	5	2	
	73	27	7	3	3	10	16	6	1		
	51	20	5	4	3	8	7	3	1		
	51	14	4	2	4	5	16	3	3		
	78	26	8	4	4	9	18	6	3		
	65	23	6	4	3	9	13	4	3		
	82	27	8	4	4	10	19	6	4		
57	19	4	4	1	6	12	8	3			

労働省婦人少年局調

者が単独で運営するものではなく、女子労働者・自治会・労働組合の意見をきいて行われているようです。

組織と活動を維持し、発展させるためには、経費の負担が問題となりますが、この調査によりますと、使用者の負担がかなり多くの分野をしめています。(図5) 働く婦人の最も関心のたかい和洋裁・茶・華道では、材料費の個人負担が多く、講演会、演芸大会等は労働組合、スポーツは自治会・労働組合が積極的な活動をしているところが多いようです。

ロ 機関紙発行

自治会各専門部から編集委員をだして、機関紙を月1回発刊している。労働組合機関紙、社宅だよりなど、工場内諸機関紙とならんで、全員にしたしまれ、文化の向上と情報交換の役割をはたしている。(綿糸)

ハ 音楽グループ

レコードコンサート月1回。(女子150人) コーラス各週1回。(男女50人) ハワイアンバンド毎日終業後30分。(男女15人) 経費会社、同好会負担。(化繊)

ハ 映画観賞

ニュース・文化・娯楽映画を月2回、会社が負担して行う。全員対象、そのほか、自治会・労働組合・健康保険組合などが主催して行う場合もある。(化繊)

ニ 運動会

企業の協会が主催して合同で春秋2回行う。運営は使用者・労働組合が共同で当る。全員参加。(製糸)



運 動 会

Ⅵ 働く婦人のための福祉対策

前項までに述べました働く婦人のための福祉施設について、この調査では、それぞれの企業の特性と経営の方針に見合った今後の福祉対策があげられていますので、業種によつて多少のひらきはありますが働く婦人の福祉に対する希望とあわせて参考までに紹介しましょう。

1. 働く婦人の希望

働く婦人の希望は、各業種をとおして経済と生活施設とりわけ寄宿舎についての希望が圧倒的に多く、保健医療についての希望の少いことが注目されます。次に、希望の多い施設順にあげてみましょう。

イ 経済と生活について

更衣室の設置。

作業衣の支給。

食事について、副食の充実を。

寄宿舎に集會室、娯樂室を設けてほしい。

洋服ダンスの代用設備を考えてほしい。

アイロン室を設け、アイロンをふやす。

電気洗濯機の購入。

洗濯場に給湯をしてほしい。

雨天の物干場を考えてもらいたい。

布団の干場がほしい。

寄宿舎の居室の照明をあかるく。

寮の各室にラジオを。

寄宿舎の居室は小部屋の方をのぞむ。

女子も結婚したら社宅に入れてほしい。

子どもをもつ未亡人のために家族寮を。

家計簿のつけ方について専門的指導をうけたい。

ロ 教育・文化・体育について

図書室の設置。

図書貸出の便をはかつてほしい。

剣道室の設置、講座の開設。

洋裁・あみもの・手芸の講習をしてほしい。

学校の教育に熱心な教師をおいてほしい。

スポーツ施設を選手が独占しないように。

若い者ばかりでなく、年輩者にもスポーツ施設を。

ハ 母性保護と母と子のための施設について作業場に休憩用の椅子をおいてほしい

生理に働く者のために休業施設を。

託児所の設置。

乳児哺育室がほしい。

授乳室と面会室は別にしてほしい。

ニ 保健医療について

女子専用の休憩室がほしい。

医療設備が乏しい。充実をはかつてほしい。

外科手術がある程度できるように設備してほしい。

ホ その他

花壇をつくってほしい。

施設の正しい利用法をよく指導してほしい。

ここで、使用者の福祉についての構想と対策についてみましょう。

2. 使用者の構想と対策

イ 経済と生活について

生活施設に重点をおく。

寮の施設の改善充実を優先的に。

温水洗濯、雨天物干場の設置。

日用必需品の廉売あつせん。

貯蓄の奨励、消費生活の指導。

全員給食による経費と時間の節約。

全寮制度により家事労働を軽減する。

寮の居室は少人数小部屋の方角に。

ロ 教育・文化・体育について

教育・文化・レクリエーションに重点。



雨天物干場（外観）



（内部）

寄宿生活における教養を主とする。

寄宿舎の施設は家政の方向に充実したい。

余暇善用のための学園を充実する。

高等学校の内容を整備する。

社会人、家庭の主婦としての情操教育を行う。

技能者養成を開始する。

ハ 保健医療について
水洗便所とスチーム暖房の完成をはかる。

休憩施設の充実完備。

健康管理、衛生教育を主眼とする。

結核の予防と伝染病予防対策。

偏食の矯正と栄養給食。

巡回健康相談・常設健康相談。



寄宿舎



水洗便所

早出・遅出の通勤者のための仮眠所の増築。

＝ そ の 他

寄宿舎に家庭的雰囲気

を醸成する。

既存施設の効果的利

用をはかる。

工場及び寄宿舎の環

境美化をはかる。

託児所の設置、女子

専用施設の検討と整備。

女子の永年勤続者に他工場の見学をさせる。



寄宿舎の前庭

次に、労働組合では働く婦人の福祉について、健康管理対策・寄宿舎対策
母性保護対策、などの面から、また、寄宿舎の自治会、その他の組織や機構
でも、福祉の向上をはかっているところがみられます。

そこで、働く婦人の福祉について、総合的な対策をすすめるために設けら
れている労使の組織や活動の事例をひろつてみましょう。

3. 福祉のための組織と活動

【事 例】

イ 居住別委員会

女子は寄宿者が多いので自治委員会が代行し、別に通勤者のために通
勤委員会があつて、毎月開催される。それぞれの立場から福祉の向上
をはかるために協議する。(綿糸)

ロ 専門部活動

自治会には総務部・生活部・文化部・厚生部・体育部・食事部・衛生
部・園芸部の8部があり、自治会3役(会長1、副会長2)のもとに、

各専門部の機能に応じた活動をすることによつて、寄宿舎全体の福祉の向上をはかっている。(羊毛)

ハ 厚生専門委員会

労使で構成している。男女の別なく、従業員の福祉全般について対策を協議する機関であるが、従業員の大多数は女子であるから、女子のための福祉対策が主眼となつている。(絹糸)



委 員 会

ニ 婦人委員会

労働組合婦人部のなかの組織である。苦情処理・婦人労働研究会・健康増進対策・文化活動について研究協議している。(化繊)

ホ 教育研究委員会

健全・明朗な場風の醸成をはかることを目的として使用者が提唱したもの。働く婦人の作業環境・寄宿舎環境の工夫改善のために労使が協議する。(製糸)

ヘ 福祉厚生委員会

労働組合のなかに設けられている。現在は設備の利用・改善・増設・設置にわけて検討中。(綿糸)

働く婦人のための福祉に関する 労働協約・就業規則等の事例（抜萃）

【事 例】

1. 労働協約

イ 第50条 育児時間

生後満1年に満たない乳児を育てる女子組合員が請求した場合には、第43条の休憩時間の外に、育児時間を少くとも1日2回とることが出来る。但し、1回につき30分として、その時間賃金は差引かない。

第56条 生理休暇

女子組合員が生理日の就業を困難とする場合又は生理に有害な業務に従事する場合には、届出により生理休暇をとることが出来る。

② 前項の生理休暇には、一來潮について2日に限り、健康保険標準報酬日額の60%を支給する。

第59条 産前産後の休暇

6週間以内に出産する予定の女子組合員が休暇を請求した場合は産前休暇を取ることが出来る。

産後6週間を経過しない女子組合員を就業させることはない、但し、産後5週間を経過した組合員が就業を申出た場合には、その者について医師が支障ないと認めた場合、業務に就かせることがある。

第125条 施設

会社は、組合員に必要な福利厚生施設については、組合の意見を尊重してその改善拡充を図るため努力するものとし、その運用については、組合と協議して行う。

第126条 施設の利用

組合員は、所定の手続を経て会社施設の社宅、寄宿舎又は附属病院（診療所を含む）を利用することができる。

第127条 寄宿舎

寄宿舎における舎生の生活は、自治とし、会社は、舎生の生活の自由を妨げることはない。

② 会社は、寮生活に必要な諸施設の設置及び改善に努力する。

第128条 物資

組合員の厚生物資の斡旋については、会社は、最善の努力を払うと共に組合の協力を得て適切な配給を行う。

第129条 教育

会社は、組合員の技能と品性の向上を図るため教育の実施に努力する。

第130条 採用者教育

会社は、新に採用した者に対して2カ月以内の期間において、就業時間中に就業規則、安全、衛生その他業務上必要な事項の教育を実施する。

② 教育実施計画には、組合が組合員としての必要な教育を行うことを認める。

第134条 健康診断

会社は、1年に2回定期的に、必要あるときは随時に組合員の健康診断を行う。 (綿糸)

□ 第66条 次の場合には休暇を請求することができる。

1. 本人が結婚するとき7日以内及挙式地への往復日数。
2. 女子の産前産後のとき各6週間及び出産地への往復日数。

4. 労働基準法第67条に定める女子の生理日のとき、必要な日数。

第133条 次の作業に従事する者に対しては次の物品を貸与する。

1. 各作業場に於て安全衛生上必要とする場合、作業帽子・マスク及び手袋
2. 業務上必要とする場合、前掛・姿勢帯・長靴又は下駄・看護服・看護帽及び雨合羽

第171条 在寮者で会社の寄宿舎内に所有する動産が火災その他天災地変により損害を受け会社がその損害補償の責に任ずる場合は次の区分により損害の程度及び額を会社組合協議の上査定して支払う。

1. 入社後1年未満の者1人につき 6,000円 以内
2. 入社後1年以上の者1人につき 10,000円 以内 (製糸)

ハ 第4条 非常時払

会社は従業員又はその収入によつて生計を維持する者が左のいづれかにあたるときは、第2条の規定にかかわらず（計算期間及び支払期）本人の申出によつて既往の労働に対する賃金を支払う。

- 一 出産の場合
- 三 災害の場合
- 四 婚礼又は葬儀の場合
- 五 やむを得ない理由によつて1週間以上帰郷する場合
- 六 その他やむを得ないと認めた場合

第19条 減額の排除

協約第37条（育児時間）の規定によつて与えた育児時間中の賃金及協約第38条（その他の時間）の規定によつて与えた時間によるものの賃金はこれを減額しない。

ニ 第130条 寄宿舎の施設と運営

寄宿舎は寮生の生活の場所である。会社は寮生が青少年期を過す場所として生活環境が思想、教養品性に及ぼす影響に充分に留意し寮生には明るい部屋、清潔な寝具を与え、洗濯物、物干場、図書室、娯楽室

を設け文化生活の向上に努めること、寄宿舍の運営はすべて寮生の自治制によつて行い、会社及び組合は必要な場合、経済的補助を行う他一切関与しない。(製糸)

ホ 第120条 苦情処理委員会

苦情処理委員会の処理する苦情の範囲は左の通りとする。

ニ 福利厚生専門委員会

イ 社宅、寄宿舍、売店、食堂、医局、理髪室等の施設運営に関する事項

ロ 物資配給及行事に関する事項 (織物)

2. 就業規則

イ 第36条 育児時間

(1) 生後1年に達しない生児を育てる女子には、第33条に定める休憩時間の他1日につき2回各々原則として30分の育児のための時間を与える。

(2) 育児時間を必要とする者は所属長を経て会社に届出で所定の場所で育児を行うものとする。

第51条 生理休暇

生理日の就業が著しく困難な女子には、必要な日数につき生理休暇を与える。

第52条 産前産後休暇

6週間以内に出産予定の女子で休業を申出た者又は産後6週間を経過しない者には、その期間につき産前産後休暇を与える。但し産後5週間を経過し、就業しても差支えない旨の医師の証明がある場合はこの限りでない。

第55条 委員会

会社は文化、教育、体育、娯楽、福利及び厚生のための施設を整備し各種の事業を行う場合には委員会にはかる。

第56条 福利厚生施設の利用

社員は社宅・寄宿舎・医局及び食堂を社宅規定・寄宿舎規則等の所定の規定及び手続によつて利用することができる。

第57条 同上

社員は体育、文化、教育その他の福利施設を所定の手続によつて利用することができる。(縮糸)

Ⅱ 第9章 保健、衛生

第48条

左の各号の一に該当する者に対して就業制限、作業転換その他の保健、衛生上必要な措置を行うことが出来る。

1. 満18才未満の者及び入社6カ月未満の者。

2. 妊婦。

3. 健康診断の結果医師が必要と認める者。(織物)

ハ 女子の結婚準備金及び勤続慰勞

第139条

未婚の女子に対し、結婚時の出費を補助するため、次の金額を支給する。但し結婚後引続き会社へ勤務する者に限る。

勤続3年以上の者 500円

〃 4年 〃 1,000円

〃 5年 〃 2,000円

前項の金額は本人の希望により物品をもつて、これに代えることが出来る。

第140条

未婚の女子で勤続4年に達した者に対しては次の限度内において慰安旅行を行う。

費用 1,500円

期間 2泊3日

第141条 勤続年数の計算は入社の日よりとし、休職期間を除く。(製糸)

3. 寄宿舎規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、寄宿舎生活自治の精神を尊重し、〇〇紡績〇〇工場女子寄宿舎（以下寄宿舎という）に関する事項を規定する。

(寄宿舎生活)

第2条 寄宿舎に於ける集団生活は、居住者の自主的に組織する自治会によつて営まれるものである。

(自治会)

第3条 自治会は、居住者の集団生活に必要な事項を取扱う。

(範 囲)

第4条 寄宿舎は、当工場女子独身従業員に使用を認めることがある。但、特別の事情ある場合は、その他のものにも使用を認めることがある。

(義 務)

第5条 居住者は、誠実にこの規則を守ると共に自他の敬愛と協力によつてその生活が、明朗且つ文化的に営まれるよう努めねばならない。

(協 力)

第6条 会社前条の趣旨を体し、その成果をめぐるため協力する。

(係 員)

第7条 会社は寄宿舎の建物、施設、物品を保全管理し、併せて寄宿舎生活の自治に協力し、居住者の身上相談に応ずる為係員を置く。

第2章 入 退 舎

(申 込)

第8条 寄宿舎に入舎を希望するものは、所定の書式により会社に申込まなければならない。

(入 舎)

第9条 前条の申込を会社が許可した日から申込者は入舎することが出来る。

(退 舎)

第10条 退職又は退舎する者は所定の書式によつて会社に通知し、その日から1週間以内に退舎しなければならない。
但し、退舎を命ぜられた者又は解雇されたものは、速かに退舎しなければならない。

第3章 起床、就寝、外出および外泊

(起床、就寝)

第11条 起床及び就寝の時刻は、睡眠8時間以上となり得るが自治会が決定する。

(外出)

第12条 外出が自治会の定める門限以後にわたる場合は、行先及び帰舎予定時刻を係員に通知するものとする。

(外 泊)

第13条 外泊する場合は外泊先、外泊時間、帰舎予定日時を予め係員に通知するものとする。

第4章 行 事

(会社の行事)

第14条 会社が寄宿舍居住者のみを対象とする行事を行う場合は事前に其の計画及び方法を自治会に連絡する。

(自治会の行事)

第15条 自治会が寄宿舍に於いて行事を行う場合は施設の利用等必要事項を係員に連絡する。

第5章 食 事

(食事時間)

第16条 食事は所定の食堂で別に定める時間に行う。

但し、特別の理由で係員の諒解を得た場合はこの限りでない。

第6章 安全及び衛生

(法定処置)

第17条 会社は非常災害の避難方法、場所指示並びに衛生思想の普及その他法令で定める処置を行う。

(安全の義務)

第18条 居住者は予め火災その他の非常の場合の処置について熟知し、事故発生の場合には関係係員の指示に従つて行動しなければならない。

(火気の使用)

第19条 寄宿舎居住者は、所定の場所以外で火気の使用並びに喫煙してはならない。

(危険防止)

第20条 居住者は危険のおそれある物品を所持してはならない。

(衛生の義務)

第21条 居住者は寄宿舎の保健衛生維持の為会社の施行する健康診断及び予防注射を受け、消毒清掃を実施しその他必要なる指示に従わなければならない。

(医師の診療)

第22条 居住者は負傷したり又は疾病にかかつた時は直ちに係員に通知すると共に、医師の診療を受けなければならない。

(伝染病)

第23条 伝染病その他集団生活に不適当な病気に罹つている者は隔離、居室変更、入浴禁止その他医師の指示に従わなければならない。

第7章 建物、設備の管理及び使用

(設備の使用)

第24条 居住者は、寄宿舎に備える諸施設その他の物品を自治連絡会の定めにより使用出来る。

(使用心得)

第25条 居住者はその使用する建物施設物品を大切に取扱い、事故あるを発見した時は速かに係員に通知しなければならない。

(弁償)

第26条 居住者は建物施設物品を故意又は重大なる過失によつて損壊紛失又は承諾なくして変更加工等をなした場合は、弁償せしめることがある。

第8章 自治連絡会

(自治連絡会の目的)

第27条 会社と居住者は、寄宿舎生活の円滑なる運営をはかるため自治連絡会をもつ。

(構成)

第28条 自治連絡会は原則として事務課長、労務係主任、係員、及び自治会代表とで構成する。

(開催)

第29条 自治連絡会は原則として月1回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催する。

第9章 秩序

(秩序)

第30条 居住者は、風紀秩序をみだし又は集団生活に不都合な行為をしてはならない。

(制裁)

第31条 故意又は重大なる過失によつてこの規則に違反した者は、退舎を命ずることがある。

第10章 雑則

(面会)

第32条 面会人との面会は、所定の場所となさねばならない。
面会人が宿泊又は喫食を希望する場合は、その旨係員に申出で

その指示に従うものとする。

(掲示及び印刷物)

第33条 寄宿舍内に於て放送、掲示、印刷物の貼付又は配付を為し、若くは集会を行うときは予め自治会及び係員の諒解を得るものとする。

(解 釈)

第34条 この規則に疑義を生じた場合は自治連絡会に於て定める。

第11章 附 則

(施行期日)

第35条 この規則は昭和27年10月 日より実施。

(改 廃)

第36条 この規則は、寄宿舍居住者の過半数を代表する者の同意がなければ改廃することが出来ない。 (編系)

4. 自治会規約 ○○紡績女子寄宿舍自治会規約

第1章 総 則

第1条 本会は○○紡績株式会社○○工場女子寄宿舍自治会と称す。

第2条 会員は○○紡績株式会社○○工場従業員女子寄宿舍居住者(以下舎生と略す)とす。

第3条 本会は会員たる舎生が誠実にこの規約を守り秩序を保ち明朗平和な文化的(寄宿)生活を自主的に営むを目的とす。

第4条 本会は前条の目的を達成するために左の事業を行う。

- 1 自粛、会計、庶務に関する事項
- 2 厚生、給与に関する事項
- 3 施設に関する事項
- 4 図書、教育、娯楽、音楽に関する事項
- 5 体育に関する事項

第5条 本会の経費は会費、自治基金、寄附金、その他の収益金を以つ

てす。

第6条 会費は1人1ヵ月20円とす。但し納入日から納入日の期間に25日以上、の病欠欠勤者30日以上、の宅行者15日以上、の出張者、他工場から当工場へ60日以内の出張者は会費徴収せず。

第7条 会費は左に掲げた場合、本会より脱退するものとす。

1 転勤 2 退舎 3 死亡 4 退社

第2章 組織

第13条 第4条の業務執行の爲左の専門部を置く。

1 総務部 2 生活部 3 文化部 4 体育部 5 給与部 6 編集部

第14条 総務部は総務委員「風紀、規律、警備」、会計委員「予算、会計、庶務（書記）」の業務を行う。

第15条 生活部は厚生委員「安全、衛生、整理」、施設委員「管理、園芸」の業務を行う。

第16条 給与部は給与委員「配給、給養」の業務を行う。

第17条 文化部は教養委員「教育、講演図書」、娯楽委員「音楽、娯楽、演劇」の業務を行う。

編集部は編集委員「機関紙」の業務を行う。

第18条 体育部は体育委員「体位向上」の業務を行う。

自治会の目的

寄宿舎生活が楽しく明るいものであることを私達は望んでおります。

従つて寄宿舎に於ける自治とは各個人1人1人が願つている自由は楽しい私生活を営むにはどうしたらよいか、という事を具体的に運営して行く方法であり形であるという事が出来ます。

自治とは「自ら治める事」であつて自らを律し自らの自由な生活を営む方法であります。これを同時に又他人に対してもみだりに干渉してはならない自治を意味しています。

そのためには、自分に対する責任と他人に対する寛容が必要であります。

ともすれば、自治会とは役員が基本である様に考え勝ちですが「個人が基本」である事を自覚して役員に協力し進歩向上をはかりましょう。

会 議

機 関	構 成 員	課 長	集 合 責 任 者	摘 要
室 別 会	室 員	室 員	委 員	
	寮 員	寮 員	委 員 長	
分科委員会	班別 専門部々員	部 長	部 長	
部 長 会	会 長 副 会 長 正 副 部 長	会 長	会 長	
常任委員会	会 長 副 会 長 正 副 委 員 長 " 部 長	委 員 長	会 長	会長の指示により 顧問出席す 専属書記
自治連絡会	工場長、他 常任委 員			
舎 生 会	班別舎生	舎 生	副 会 長	
舎 生 大 会	全 舎 生	舎 生	会 長	

(綿糸)

写 真 目 次

(と び ら の 部)

繊維産業に働く婦人	P.1
東洋紡績株式会社富田工場 (三重)	
母性をまもるために	P.2~3
帝國人造絹絲株式会社岩国工場 (山口)	
日清紡績株式会社富山工場 (富山)	
三菱レーヨン株式会社幸田工場 (愛知)	
大同毛織株式会社小田原工場 (神奈川)	
郡是製糸株式会社本社工場 (京都)	
働く母と子のために	P.4
小泉製麻株式会社本社工場 (兵庫)	
東洋レーヨン株式会社滋賀工場 (滋賀)	
保 健 と 医 療	P.5
東邦レーヨン株式会社大垣工場 (岐阜)	
東洋レーヨン株式会社滋賀工場 (滋賀)	
日本繊維工業株式会社富山工場 (富山)	
鐘淵紡績株式会社丸子工場 (長野)	
経 済 と 生 活	P.6~11
東洋紡績株式会社浜松工場 (静岡)	
鐘淵紡績株式会社東京工場 (東京)	

倉敷レーヨン株式会社西条工場（愛媛）

旭化成工業株式会社延岡工場（宮崎）

帝国人造絹絲株式会社三原工場（広島）

三菱レーヨン株式会社幸田工場（愛知）

東洋紡績株式会社富田工場（三重）

倉敷紡績株式会社安城工場（愛知）

教育・文化・体育 P.12~15

東洋レーヨン株式会社愛媛工場（愛媛）

倉敷紡績株式会社倉敷工場（岡山）

貝羽紡績株式会社豊科工場（長野）

岡山紡績株式会社本社工場（岡山）

東洋紡績株式会社富田工場（三重）

倉敷紡績株式会社安城工場（愛知）

帝国人造絹絲株式会社三原工場（広島）

（ 本 文 の 部 ）

I 母性保護のための施設

倉敷紡績株式会社安城工場（愛知）

帝国人造絹絲株式会社岩国工場（山口）

II 働く母と子のための施設

日本フェルト工業株式会社東京工場（東京）

小泉製麻株式会社本社工場（兵庫）

III 働く婦人のための保健医療施設

東邦レーヨン株式会社大垣工場（岐阜）

東洋レーヨン株式会社滋賀工場（滋賀）

VI 働く婦人のための経済と生活施設

大同毛織株式会社小田原工場（神奈川）

旭化成工業株式会社延岡工場（宮崎）

日本毛織株式会社中山工場（千葉）

鐘淵紡績株式会社東京工場（東京）

V 働く婦人のための教育・文化・体育施設

帝國人造絹絲株式会社岩国工場（山口）

鐘淵紡績株式会社東京工場（東京）

東洋レーヨン株式会社愛媛工場（愛媛）

旭化成工業株式会社延岡工場（宮崎）

大同毛織株式会社小田原工場（神奈川）

大東紡績株式会社鈴鹿工場（三重）

倉敷紡績株式会社万寿工場（岡山）

鐘淵紡績株式会社東京工場（東京）

〔註〕

以上のほかに、調査対象事業場から、すぐれた福祉施設の写真を多数提供して頂きましたが、頁数に限りがありますので、割愛させて頂きましたことを、ここにおことわりいたします。

昭和31年10月30日印刷

昭和31年11月5日発行

繊維産業にはたらく

婦人のための福祉施設

編集兼
発行人

東京都千代田区大手町1の7

労働省婦人少年局

東京都中央区入船町2の3

印刷所

中和印刷株式会社
